

第一百四十回

参議院商工委員会議録第八号

平成九年四月三日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十八日

辞任

千葉 景子君

補欠選任
薬科 満治君

三月三十一日

辞任

竹村 泰子君

今井 澄君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

木宮 和彦君

事務局側

常任委員会専門 岩田 武臣君

案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(木宮和彦君) 本日の会議に付した案件

○新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法

を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。

去る三月二十八日、千葉景子君が委員を辞任さ

れ、その補欠として薬科滿治君が選任されました。

また、去る三月三十一日、竹村泰子君が委員を

辞任され、その補欠として今井澄君が選任されました。

このため、太陽光発電、風力発電等、実用化段階に入ったものの経済性の面における制約等のため普及が十分でない新エネルギーについて、その利用等を促進するため、本法律案を提出した次第

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、新エネルギー利用等に関する基本方針

を策定、公表し、国や事業者等の新エネルギー利

用等への取り組みの方向性を明確化するととも

に、エネルギー使用者(エネルギー供給事業者等)

に対しても、新エネルギー利用等に係る努力義務を

規定することとしております。

第二に、実際に新エネルギー利用等を行う場合

に必要となる具体的な方法を示した新エネルギー

利用指針を通商産業大臣が定めることとしており

ます。また、新エネルギー利用等を促進するため

必要があると認める場合には、主務大臣がエネルギー

使用者に対して指導及び助言を行うこととし

ております。

第三に、事業者が行う新エネルギー利用等を促

進するため、本法に基づいて認定された計画に

従って行われる新エネルギー利用等について、新

エネルギー・産業技術総合開発機構による債務保

証並びに中小企業近代化資金等助成法及び中小企

業投資育成株式会社法の特例措置を講ずることと

しております。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であり

ます。

ようお願い申上げます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○委員長(木宮和彦君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日行うこととし、これにて散会いたします。

午前十時四分散会

平成九年四月二十一日印刷

平成九年四月二十二日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A